

- 現行の新潟米基本戦略については、令和2年度が最終年度となっている。
- 現行の戦略は理念のみの記載となっていることから、改定後の戦略については、戦略の実現に向けた具体的な取組等についての記載を追加する。

【新潟米基本戦略の改定の方向（案）】

- 米については、これまでの新潟米基本戦略を継承し、需要に応じた米づくりを推進
- 新たに、水田フル活用を進める上で重要品目となる大豆・麦を追加（実需の需要に応えるため、作付面積の確保と生産性の向上を推進）
- 各年次の県生産目標について、作柄や需給動向を踏まえ、前年11月を目途に設定
- 基本戦略の実現に向けた生産技術対策や技術開発等を追加（特に稲作は気象災害やコスト低減に対応するための作期分散を推進）
- 現在、関係者・団体の意見を聴取中。1月の県再生協議会で本文案を検討予定

4 新潟米基本戦略の改定について②

【改定のポイント】

- 米についてはこれまでの戦略の方向性を維持しつつ、水稻経営の作業分散や機械の有効活用が期待できる大豆・麦などの土地利用型作物等の推進について、新たに項目を追加。
- 需要に応じた生産を一層推進する観点から、各段階における役割を明確化。
- 新たに、基本戦略の実現に向けた生産振興や技術対策や、品種開発等の技術開発について記載。

1 基本的な考え方

- 米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用米・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。
- 加えて、大豆・麦等の土地利用型作物については、県内外実需からの需要にしっかりと応えるよう、生産の拡大を推進する。

2 目指す方向

(1) 米

銘柄間で需給に差があるため、用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、事前契約を推進し、安定的な取引の実現を図る。
併せて、経営規模の拡大に対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスク管理の観点から、機械・施設の規模や労力等に応じて的確な品種構成を推進する。

ア 主食用米

- ・ コシヒカリは、家庭内消費が中心であり、需要の減少に見合った生産を行う一方で、良食味・高品質米のニーズに対応するため、食味を重視した米づくりを徹底する。
中山間地域等では、立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを推進する。
- ・ 新之助は、全国的な認知向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。
- ・ 業務用米は、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が見通せない中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け多収穫生産やコスト低減を推進する。

イ 非主食用米

- ・ 加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の外食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収穫生産やコスト低減を推進し、複数年契約の推進による安定供給を図る。
- ・ 米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(2) 大豆・麦等

- ・ 近年、生産面積が縮小傾向にある中、県内外実需者からの需要に応じた生産を実現するため、排水対策等の基本技術の徹底により品質・収量の高位平準化を図り、安定供給を推進する。

3 目標

- 各年次の県生産目標について、作柄や需給動向を踏まえ、前年11月を目途に設定
- 異常気象が常態化しつつある中、そのリスク対応や、機械・施設の有効利用に向け、品種構成割合の目標を設定
- 長期目標として、令和6年度の米等産出額目標を掲載

4 推進期間

令和6年(2024年)までとする。

5 新潟米基本戦略の実現に向けた取組

(1) 生産振興対策及び技術対策等

確実な需要に基づいた主食用米の生産を推進するとともに、需要のない主食用米は、産地交付金等を活用し、非主食用米や大豆・麦等への作付転換を誘導する。

ア 水稻

- ・ 家庭用米については、品質・食味の確保を重視する観点から、異常気象に対応できる技術対策の徹底、適期作業や品種・移植時期の分散等によるリスク管理に向けた品種構成の適正化を推進する。
- ・ 業務用米や非主食用米については、コスト低減に向け、多収性品種の作付拡大やスマート農業技術を活用した省力化などを推進する。

イ 大豆・麦等

- ・ 土壌条件等に合わせた基本技術(排水対策等)の徹底や団地化を推進する。

(2) 各段階における役割

生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づいた需要に応じた生産・販売に資するよう、県・地域農業再生協議会及び認定方針作成者の役割を規定する。

ア 県農業再生協議会

- ・ 需給動向に応じた生産目標の設定及び新潟米の販売状況等の情報提供

イ 地域農業再生協議会

- ・ 需要動向に応じた適切な地域目標の設定や、需要に応じた生産・販売に向けた取組への助言等

ウ 認定方針作成者

- ・ 農業者が経営判断に資する情報を提供するとともに、需給動向を踏まえつつ、複数年・は種前等の事前契約による確実な需要の積み上げを推進
- ・ 高収益農業に資する米以外の大豆・麦等の取組を推進

6 技術開発等

- 気象変動に対応できるよう、水稻の管理対策技術や高温耐性品種の開発を進める。
- スマート農業技術等を活用したコスト低減技術の開発を進める。

7 推進体制

- 県農業再生協議会、地域農業再生協議会、集荷業者・団体の推進体制